

安全・安心まちづくり
湘南大庭地区
防犯パトロール隊の手引き
(ダイジェスト版)



湘南大庭地区防犯協会

～ 防犯パトロール実施要領 ～

(1) パトロール隊の目的

誰もが参加できて、効果の高い自主防犯パトロールを定期的を実施することにより犯罪が少なく安全で、安心して暮らせる地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(2) パトロール隊の名称・実施主体

この隊の名称を「湘南大庭地区防犯パトロール隊」とし、実施主体は湘南大庭地区防犯協会とする。

(3) パトロール隊の定義・編成等

- ア 隊の定義 湘南大庭地区内の自治会・町内会等を母体として編成された各隊の集合組織として、「湘南大庭地区防犯パトロール隊」を定義する。
- イ 隊の編成 湘南大庭地区内の自治会・町内会等において、隊を自主的に編成する。また、隊は原則として2名以上で編成できるが、パトロール実施の効率化から5名以上での編成が望ましい。なお、地域特性を勘案して複数の自治会・町内会等による隊の編成も可能である。
- ウ 責任者等 各隊には、隊長及びサブリーダー(複数可)を配置する。
なお、隊長は原則として自治会・町内会の防犯部長が兼任することが望ましい。
- エ 隊員募集 自治会・町内会等において、広告チラシの配布により参加希望者(以下「隊員」という)を募集する。
- オ 隊の運営 「湘南大庭地区防犯パトロール隊」の運営等については、湘南大庭地区防犯協会が担当する。
- カ 隊の届出 各隊は、防犯協会に隊員名簿を併記した隊結成届をパトロール実施計画表とともに提出する。なお、結成届は新規の届出以外であっても毎年提出する。
- キ 隊事務局 「湘南大庭地区防犯パトロール隊」の事務一切を担当する事務局を、湘南大庭市民センター内に置く。
(地域経営担当 TEL 87-1111 FAX 87-1110)

(4) 定例のパトロール活動

- ア 実施日時 実施計画表に記載された日時とする。(原則として週1回程度の実施)なお、実施計画表は毎年必ず事務局に提出し、内容に変更があればそのつど速やかに報告する。
- イ 集散場所 原則として実施計画表に記載された集散場所とするが、地域特性を勘案して場所を変更することも可能である。

- ウ 実施区域 原則として各隊の組織母体となる自治会・町内会内とするが、区域を拡大又は変更することは可能である。

(5) その他パトロール活動

- ア 他の自治会・町内会や地区内小・中学校等からパトロールの依頼があった場合には、積極的に参加サポートを行う。
- イ 実施計画表に記載された活動日以外に、隊長やサブリーダーの判断等によりパトロールを実施することもある。

(6) パトロール実施上の留意事項

- ア 別掲「パトロール活動時に気をつけること」を遵守して実施する。
- イ 活動にあたっては、サンダル等は避け歩きやすい靴や各自規定の防犯ベスト等の装備を着用し、隊長及びサブリーダーは筆記用具や連絡用の携帯電話を携行するよう努める。なお、住民から威嚇の疑念を持たれるような物品（木刀、ナイフ等鋭利な物）は携行しない。
- ウ 隊長及びサブリーダーは、警察や交番と連携を密にして地区内の犯罪発生情報の入手に努め、パトロールの一層の効率化を図る。
- エ 隊長及びサブリーダーは、隊員の居住地等を十分に勘案するとともに、パトロール終了後の安全面には十分配慮する。
- オ 防犯広報チラシの配布や「防犯パトロール実施中」や「防犯パトロール巡回中」等の看板類の掲出により、住民の結束力の強さを地区内に広く行き渡らせ、犯罪の抑止効果の向上に努める。

(7) パトロール実施結果の報告

- ア サブリーダーは、パトロール終了時にはそのつど活動日誌に記入し、隊長へ提出する。
- イ 隊長は、1ヶ月分の活動日誌を結果報告書として取りまとめて、翌月10日までに事務局に提出する。

(8) パトロール実施結果の検証とアフターフォロー

- ア 湘南大庭地区防犯協会は役員会を毎月開催して、各隊長から提出された結果報告書について適宜検証を行う。
- イ 事務局は、上記検証に基づき関係機関等との調整・事務処理を行う。

(9) その他

- ア パトロール実施に伴う事故や傷害等については原則として藤沢市市民活動災害保障保険が適用される。
(各隊で他のボランティア保険等に加入することも可能である。)

～ パトロール活動時の留意事項 ～

防犯パトロールは犯罪者を逮捕するためではなく、犯罪抑止(犯罪者に犯行の機会を与えない、犯罪を未然に防ぐ)が最大の目的ですので、次の点に留意して行動してください。

(1) 誠実と親切、謙虚さを忘れないようにしましょう！

※ 地域社会への貢献を目指して組織されたチームの一員であることを自覚し、お互いを良く理解し、仲良く、無理をしないで行動しましょう。

(2) プライバシーを尊重しましょう！

※ 活動に際し、他人のプライバシーに関わる事項を知り得た場合は、みだりに介入したり不用意に他に漏らすことのないよう細心の注意を払いましょう。

(3) 「声かけ」を励行しましょう！

※ 活動中は挨拶を励行し、また夜間に少年達が路上等に集まっていたり、喫煙や飲酒をしている場合にも高圧的でなく優しく声かけを行い、「行き過ぎ」や「やり過ぎ」等の批判を受けないように心がけましょう。

(4) 安全知識を身につけましょう！

※ 防犯情報の収集や情報交換、安全知識の習得に努め活動に反映させましょう。

(5) 言動に注意しましょう！

※ 言動に注意し、住民や酔客等とのトラブルを起こさないよう努めましょう。

(6) 交通事故に注意しましょう！

※ 活動中は周りの状況に注意を払い交通ルールを遵守しながら、できるだけ目立つ服装で集団で行動し、交通事故に遭わないよう十分注意しましょう。

(7) 連絡や通報お迅速に行いましょう！

※ 犯罪及び不審者・車両を現認したときは直ちに警察や行政に連絡しましょう。